

# 現行計画策定後の大阪府の動きと現状

## ■ 府住宅部局の方向性（大阪における今後の住宅まちづくり政策のあり方答申中間とりまとめ（R2.8）より抜粋）

### 5. 各住宅の役割（住宅セーフティネット）

現状を踏まえ、住宅セーフティネットの観点から、各住宅が担う役割と課題、役割を踏まえた方向性を整理すると、以下のとおりとなります。なお、現状の制度を前提とした整理であり、それぞれの課題に対する制度変更等があった場合には、改めて検討することが必要です。

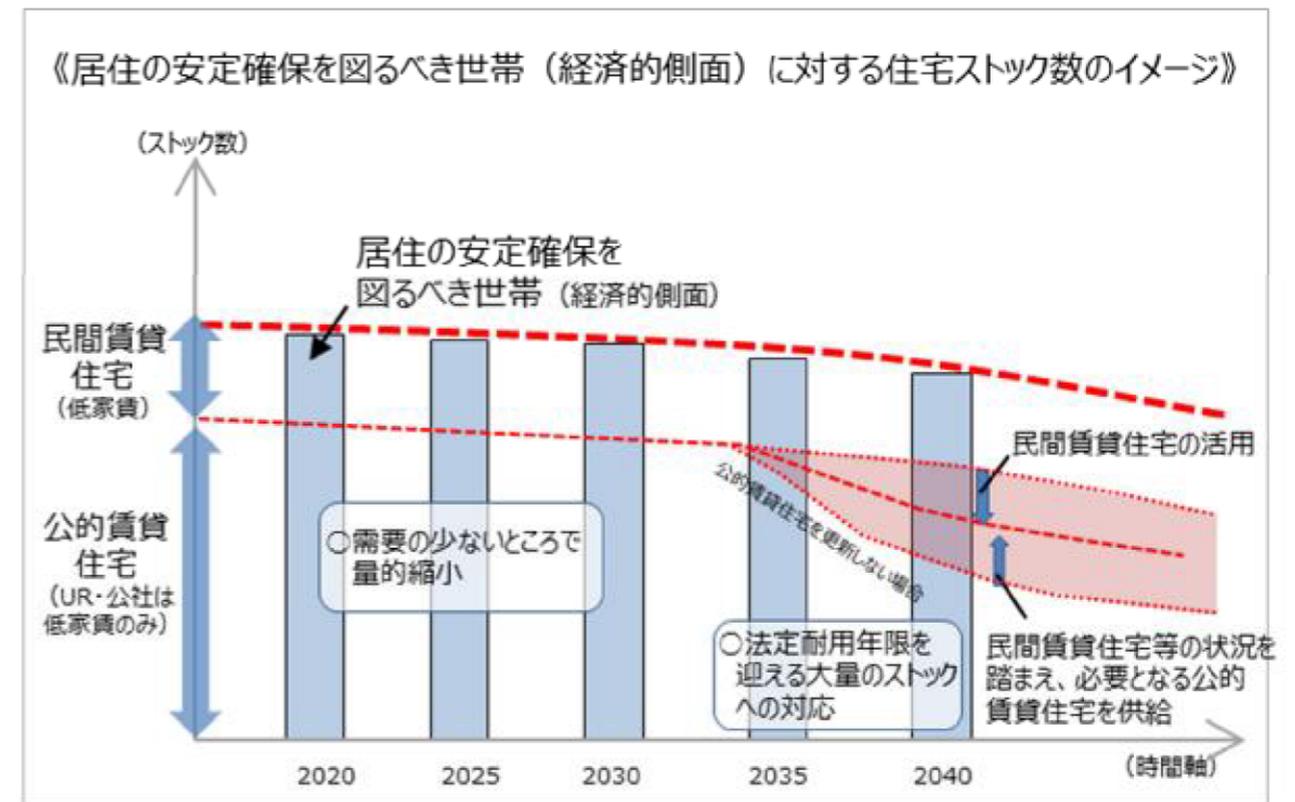
	役割	課題	役割を踏まえた方向性
民間賃貸住宅	(特徴) ・府内一円に立地し、幅広いニーズに応えることのできる住宅	・入居拒否の実態がある ・低家賃に限ると、質を備えたストック数は充分でない	・低廉な家賃で質を備えた賃貸住宅の市場での供給動向を把握、分析し、必要な施策を研究
登録セーフティネット住宅	・質的側面を満たし、かつ社会的側面から居住の安定確保を図るべき世帯に対応 ・低い家賃のストックは、経済的側面から居住の安定確保を図るべき世帯に対する住宅セーフティネットとして機能	・ストック数は充分でない	・需要の急速な変動等に対応できることから、登録促進による量的拡大
UR・公社賃貸住宅	・質的側面を満たし、かつ社会的側面から居住の安定確保を図るべき世帯に対応（低所得の高齢者等への家賃負担軽減措置（UR）） ・低い家賃のストックは、経済的側面から居住の安定確保を図るべき世帯に対する住宅セーフティネットとして機能 ・既存ストックを活用した高齢者支援など社会的な課題に対する先導的な役割	・2035年頃より、多くのストックが法定耐用年限を迎える ・立地が限定される ・住戸規模の大きいストックが入居者（入居人員）とマッチしていない	・現状の役割を継続して担いつつ、経営上の観点も踏まえ、世帯や市場の動向、地域ごとの需要等に応じた戸数の適正化
公営住宅	・質的側面を満たし、かつ経済的側面及び社会的側面から居住の安定確保を図るべき世帯に対応 ・危機事象時には、迅速に提供可能なストックとして有効活用	・2035年頃より、多くのストックが法定耐用年限を迎える ・立地が限定される ・住戸規模の大きいストックが入居者（入居人員）とマッチしていない	・現状の役割を継続して担いつつ、世帯や市場の動向、地域ごとの需要等に応じた戸数の適正化

### 6. 時間軸に応じた住宅ストックの方向性

一定の質を備えた住宅を確保できない府民に対して、福祉施策とも連携し、居住支援の仕組みを機能させつつ、民間賃貸住宅や公的賃貸住宅といった住宅ストック全体を活用して居住の安定確保を図るため、これまでの取組みの方向性を継続・発展させていくことが必要です。

また、住宅ストック全体を活用して府民の居住の安定確保を図るためには、将来的な世帯の変動や市場における住宅ストックの状況などを的確に見極め、より長期的な視点から、時間軸に応じた民間賃貸住宅、公的賃貸住宅のストックの見通しを立てながら、各住宅が役割を果たしていけるよう、あらかじめ必要な施策を検討することが必要です。

さらに、居住している世帯や住宅ストックの状況は、地域によって異なることから、地域ごとの需要やニーズをきめ細かく把握し、居住支援との連携も含め、地域の実情に応じた施策展開を図るべきです。



#### ○ 民間賃貸住宅

府内一円に立地し、幅広い選択肢を提供できる民間賃貸住宅は、今後も都心部を中心に、一定の供給が想定されます。これらのストックを有効活用できれば、危機事象時など需要の急速な変動等に対応できることから、引き続きセーフティネット住宅の登録促進や居住支援も含めて市場の環境整備を進め、住宅セーフティネット機能をさらに拡大していくべきです。

## ■ 府住宅部局の方向性（大阪における今後の住宅まちづくり政策のあり方答申中間とりまとめ（R2.8）より抜粋）

また、「経済的側面」から居住の安定確保を図るべき世帯に対しても、積極的に民間賃貸住宅ストックを有効活用していくために、低廉な家賃で質を備えた賃貸住宅の市場での供給動向の把握、分析を行い、必要な施策について研究を進めていくべきです。

### ○ 公的賃貸住宅（UR・公社・公営住宅）

民間賃貸住宅の補完を基本に、居住支援とも連携しながら、既存の公的賃貸住宅ストックを活用して府民の居住の安定確保を図るとともに、地域のまちづくりへの貢献や危機事象による急速な需要の変動などに対して、そのストックを有効活用すべきです。

また、市場における空き家の数が右肩上がりに増加している中で、住宅経営上の観点や既入居者への対応なども踏まえ、今後の居住の安定確保を図るべき世帯数の変化（減少）や民間賃貸住宅での住宅セーフティネット機能の拡大等を確認しつつ、公的賃貸住宅の量的縮小を図るべきです。

地域の実情に応じた施策展開を図るためには、まちづくりや福祉施策と一体的に、基礎自治体が公営住宅供給などの施策を講じることが望ましいという観点から、広域的な補完・調整機能を果たしつつ、引き続き府営住宅の基礎自治体への移管を推進すべきです。また、今後、更新時期を迎える大量のストックについては、市町を中心に公的賃貸事業者の連携のもと、地域ごとの実態に応じ、長寿命化、用途廃止、集約、建替え等の事業方針を適切に選択し、計画的に管理運営や事業推進を図ることが必要です。





# 民間賃貸住宅の活用（住宅確保要配慮者の居住の安定確保）

## 大阪府における住宅セーフティネットの全体像

### 住宅市場

住宅は、市場において自らで確保することが基本

### 住宅セーフティネット

福祉施策とも連携し、一定の質を備えた住宅を確保できない府民に対して、住宅ストック全体を活用して居住の安定を確保

### 居住の安定確保を図るべき人(ソフト)

#### 経済的側面

収入に応じた適正な負担の範囲内で市場でみつけれられない  
※低額所得者

#### 社会的側面

高齢者や障がい者等であることを理由に入居拒否される  
※高齢者、障がい者、外国人 など

#### 危機事象への対応

災害や経済危機が発生しても住宅を確保できない  
※被災者、失職・雇い止め など

### 福祉分野による施策例(経済的支援)

- 生活保護(住宅扶助)
- 住居確保給付金 など

### 居住の安定確保のための環境整備(ハード)

#### 質的側面

最低限度の生活を営むに足る広さや耐震性等の性能がある

#### 主な住宅ストック

#### 公的

#### 公営住宅

質を備えた低廉な家賃の住宅

#### UR・公社賃貸住宅

質を備えた入居を拒まない住宅  
低廉な家賃のストックもあり

#### 民間

#### セーフティネット住宅

質を備えた入居を拒まない住宅  
低廉な家賃のストックもあり

#### その他

高齢者向け優良賃貸住宅、  
サービス付き高齢者向け住宅 など

### 居住支援(ソフトとハードをつなぐ)

居住支援法人・居住支援協議会による  
居住支援(入居支援・生活支援等)の充実

# 現行計画策定後の大阪府の動きと現状

## ■ 他部局の方向性

### 第4期大阪府地域福祉支援計画（H31.3）より抜粋

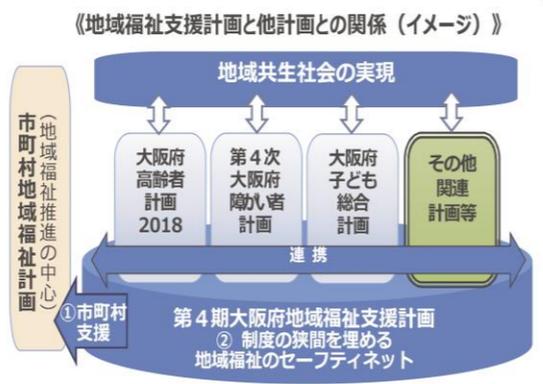
#### 『第4期大阪府地域福祉支援計画』〈概要〉

##### 第4期計画策定の趣旨

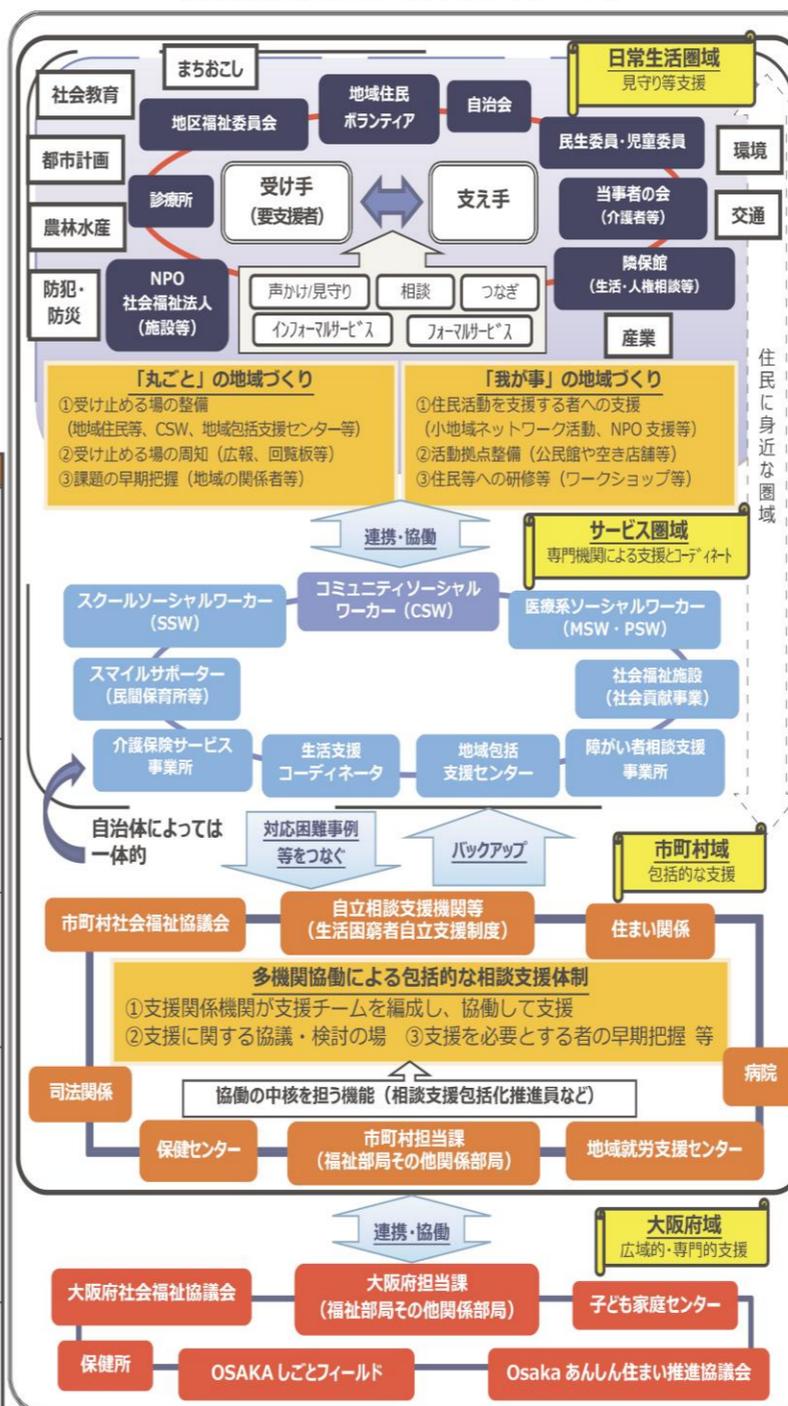
- 地域共生社会の実現に向けて改正された社会福祉法を踏まえ、包括的な支援体制整備や地域づくり等を進める市町村の取組を支援すること等により、府内の地域福祉の推進を図る。
  - 第4期計画では、多様な地域生活課題に対応するため、従来の取組に加え、高齢や障がい等の福祉サービスや教育・医療等の他分野との連携及び公民協働を一層進めることにより、孤立の防止や制度の狭間を埋めるなど地域福祉のセーフティネットの充実・強化に取り組む。
- 【地域福祉推進に向けた原則】 ①人権の尊重と住民主体の福祉活動、②ソーシャル・インクルージョン、③ノーマライゼーション
- 【計画策定の基本視点】 ①複合化・複雑化した地域生活課題への対応 ②「だれもが暮らしやすい」地域づくりの推進 ③地域実情に応じた地域福祉の推進

##### 計画の位置づけ・めざすビジョン・計画期間

- 位置づけ：
  - 社会福祉法第108条の規定による都道府県地域福祉支援計画
  - ①地域福祉を推進する市町村地域福祉計画を支援
  - ②各福祉分野が共通して取り組むべき事項等を記載し、制度の狭間を埋める地域福祉のセーフティネットの拡充等について定める
- めざすビジョン：
  - 『誰もが困ったときに身近なところで支援を受けられる地域社会』
  - 『地域のつながりの中で、ともに支え、ともに生きる地域社会』
  - 『あらゆる主体の協働により福祉活動が実践されている地域社会』
- 計画期間：2019年度から2023年度（5年間）



##### 《大阪府の地域福祉のセーフティネット（イメージ）》



##### 地域福祉を推進する重点取組

施策の方向性	重点取組	主な目標・指標
(1) 地域福祉のセーフティネットの拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市町村と連携したセーフティネットの拡充                             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶市町村における包括的な支援体制の構築・地域づくりと孤立死防止</li> <li>▶CSW 設置促進・資質向上等・関係機関の連携協働促進</li> </ul> </li> <li>② 生活困窮者への支援や、ひきこもり・自殺対策等の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶生活困窮者への支援・子どもの貧困・就労支援など</li> <li>▶様々な課題などの対応（ひきこもり・自殺対策・依存症等、人権・犯罪被害・男女相談等）</li> </ul> </li> <li>③ 災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶避難行動要支援者名簿の更新・利活用・DWAT の設置</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆CSW 配置人数</li> <li>◆努力義務事業実施自治体数</li> <li>◆災害時安否確認の方法等</li> </ul>
(2) 地域における権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 虐待やDV 防止に向けた地域における取組の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶虐待・DV の理解促進・相談機能の強化・連携・市町村支援</li> </ul> </li> <li>② 成年後見制度等の利用促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶地域連携ネットワークの構築・中核機関の設置・制度（市民・法人）の担い手確保</li> </ul> </li> <li>③ 消費者被害等の未然防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域連携ネットワークの構築・中核機関の設置</li> <li>◆成年後見制度の担い手確保</li> <li>◆日常生活自立支援事業の待機者数</li> </ul>
(3) 地域福祉を担う多様な人づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域づくりにつながる人づくり                             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶人材育成・機会創出（災害ボランティア含む）▶福祉・ボランティア教育</li> </ul> </li> <li>② 民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり</li> <li>③ 介護・福祉人材の確保 ▶参入促進等・資質向上</li> <li>④ 教育・保育人材の確保 ▶保育人材の養成・就業促進・定着支援等・資質向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆介護・福祉人材の確保</li> <li>◆教育・保育人材の確保</li> </ul>
(4) 地域の生活と福祉を支える基盤強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 安全・安心に暮らせる住まいと福祉のまちづくりの推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶住宅確保要配慮者への居住支援・福祉有償運送の振興・福祉のまちづくり</li> </ul> </li> <li>② 矯正施設退所予定者等への社会復帰支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶地域生活定着支援センターの理解等促進 ▶再犯防止に向けた支援体制の構築</li> </ul> </li> <li>③ 社会福祉協議会に対する活動支援</li> <li>④ 福祉基金の活用・推進</li> <li>⑤ 第三者評価等による福祉サービスの質の向上</li> <li>⑥ 社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適切な指導監督</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆居住支援体制の構築の促進</li> <li>◆モデル事業の実施と「地方再犯防止推進計画」の策定等</li> </ul>
(5) 市町村支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域の実情に合わせた施策立案の支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶大阪府地域福祉・高齢者福祉交付金の有効活用 ▶施策立案支援</li> </ul> </li> <li>② 市町村地域福祉計画の策定・改定支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆改正社会福祉法に対応した市町村地域福祉計画の改定</li> </ul>

## 大阪府再犯防止推進計画（R2.3）より抜粋

### 基本方針

- ⇒①犯罪をした者等が、地域社会において孤立することなく、府民の理解と協力を得て再び地域社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として再犯防止に取り組みます。
- ②犯罪被害者等が存在することを十分に認識し、犯罪をした者等が犯罪の責任等を自覚すること及び犯罪被害者の心情等を理解することの重要性を踏まえて、再犯防止に取り組みます。
- ③国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保し、各々の適切な役割分担を踏まえて、切れ目のない取組を実施します。
- ④再犯防止の取組を広報することなどにより、広く府民の関心と理解を醸成します。

### 1、勤労・住居の確保 (2) 住居の確保

#### 《具体的施策》

- ▼ 犯罪をした者等の入居を拒まない賃貸人の開拓
- 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（「住宅セーフティネット法」）」に基づき、犯罪をした者等を含む住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅への入居を促進するため、入居を拒まない賃貸住宅の登録を進めます。